

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第51号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）  <u>(1)</u> （略） <u>(2)</u> （略） (3)～(585)（略）	別表（第2条関係）  <u>(1)</u> 佐渡空港着陸料及び停留料 <u>(2)</u> （略） <u>(2)の2</u> （略） (3)～(585)（略）

**附 則**

この規則は、令和2年10月1日から施行する。